

平成 20 年 12 月 12 日

道州制協議会委員

(社)中部経済連合会 会長 川口 文夫

道州制基本法（仮称）にかかる議論についての意見

12 月 15 日開催の道州制ビジョン懇談会・道州制協議会（以下「会議」といいます）を所用により欠席いたしますので、下記のとおり文書にて意見を申し述べさせていただきます。宜しくお取り計らいください。

記

1. 道州制基本法（仮称）に関する議論は、段階を踏みつつ積極的に進めるべき

3 月に中間報告を公表して以降の情勢変化を考慮し、会議における議論を前倒しすべきとの江口座長のご意見は、基本的に妥当なものと考えます。

他方で、昨今の報道を見るに、会議の運営が急に過ぎ、道州制の骨格を固めるべき「道州制基本法」に関する議論が拙速に進んでいるような印象を与えかねないことを危惧しております。

また、敢えて付言すれば、地方分権改革推進委員会が第 2 次勧告を行い、地方分権改革を実現するために政治決断が求められている昨今の状況下で、答申を急ぐことが「国家百年の計」である道州制の実現に資するか否かについても、疑問なしとはしません。

したがって、道州制の基本理念や実現に向けた基本方針などを定める「道州制基本法」に関する議論は、会議において広く意見を交わし、段階を踏みつつ、積極的に進めるべきであると考えます。

2. 会議としてまとめた答申をいかに政府の方針に反映するか、プロセスを明示すべき

会議は内閣の特命担当大臣の下に設置されておりますので、会議における議論の結果は、大臣の手を経て政府の方針に反映されるべきものと考えます。然るに、直近の会議では「道州制基本法案を答申としてまとめた後、いかにして政府の方針に反映させるか」という視点が提示されておらず、その実現性に疑問が拭えません。

ついては、このような疑問を解消すべく、次期通常国会への上程を目指す上で想定されるプロセス(大臣への答申手交から国会への法案提出まで)を事務局にて整理し、速やかに資料として会議に提出するよう、要請いたします。

3. 道州制基本法（仮称）骨子の内容について、次の2点を提案する

- (1) 道州制基本法の骨子に織り込むべき内容は、堺屋委員のご提案にある「道州制の基本概念」および「移行スケジュール」の2点が妥当と考えます。

これらの内容については、懇談会として既に中間報告を取りまとめておりますので、道州制基本法はその内容に即して構成されるべきです。

念のために申し上げれば、中間報告の取りまとめ過程において様々な意見があった区割りや税財政制度については、それぞれ専門委員会が立ち上がり活発に議論を展開していると伺っております。したがって、これらについては今回の集中討議とは切り離し、道州制基本法案には考え方の整理を織り込むに止めるのが妥当と考えます。

- (2) 中間報告の内容のうち、特に「東京一極集中の是正」および「地方代表が参加する検討機関の設置」の2点が、道州制基本法において明文化されるよう、強く要請いたします。

以上